

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生態認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく「別記個人情報取扱特記事項」を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 公表日

令和7年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 身体障害者福祉法に基づき、同法で定める身体上の障害がある者に対して身体障害者手帳を交付し、身体障害者手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答</li><li>・身体障害者手帳の返還届の受理</li><li>・身体障害者手帳交付台帳の整備</li><li>・氏名の変更及び居住地を移した場合の届出の受理、審査、届出に対する応答</li><li>・身体障害者手帳の再交付</li><li>・障害の状態に変化が予想される場合の診査を受けるべき旨の通知</li></ul>
③システムの名称	身体障害者手帳システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第1項 別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ <input type="checkbox"/> 実施する]  <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉保健部障害福祉課 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2453</li><li>・総務部県民センター 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3441</li></ul>

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

福祉保健部障害福祉課  
所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2453

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		身体障害者手帳の申請窓口である市町に対し、チェックリストを提供して紐付け誤りのリスク軽減に努めているほか、身体障害者手帳システムに重複したマイナンバーを登録できないようにシステム改修を行っている。また、国から示された「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、定期的な総点検を実施するなど、紐付け誤り等を防止する対策を講じている。

## 9. 監査

[  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠

判断の根拠	身体障害者手帳システムへのアクセスが可能な職員はIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、定期的にログインログの分析を行い、不正なログインがないか確認を行うこととしている。
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	障害福祉課長 園田 俊輔	障害福祉課長 柴田 昌造	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	障害福祉課長 柴田 昌造	障害福祉課長 桑宮 直彦	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、        55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の        項、116の項        ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令        ・主務省令で定める事務        なし        ・主務省令で定める情報        第12条第1号ハ、同乗第3号ハ、第20条第2号        イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、        同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から同        条第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から        同条第10号まで、第29号第1号、第30条第3号、        第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、        同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第        53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ        ※番号法別表第二第116号の項に係る主務省        令は未制定です。</p>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、        28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、        57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の        項、116の項        ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令        ・主務省令で定める事務        なし        ・主務省令で定める情報        第9条第1号イ、第11条第1号イ、第12条第1号        ハ、同条第3号ト、同条第4号、同条第6号ト、第        14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、        同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同        条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から同条        第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同        条第10号まで、第29号第1号、第30条第4号、第        31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同        条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43        条の4第1号イ、第53条第1号イ、同条第2号イ、        同条第3号イ、第56条第1号ニ、同条第4号ニ、        同条第7号口、第59条の2第1号ヘ</p>	事後	法改正等による修正
平成29年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月12日時点	平成28年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
平成29年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月12日時点	平成28年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護宣言 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生態認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。</li> <li>・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。</li> <li>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生態認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。</li> <li>・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。</li> <li>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</li> </ul>	事後	規則改正による修正
平成30年7月4日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める情報 第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号木、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29号第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める情報 第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号木、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29号第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul>	事後	法改正等による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・福祉保健部障害福祉課 所在地: 〒850-8570長崎市江戸町2-13 電話番号:095-895-2453 ・総務部県民センター 所在地: 〒850-8570長崎市江戸町2-13 電話番号:095-894-3441	・福祉保健部障害福祉課 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2453 ・総務部県民センター 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号:095-894-3441	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉保健部障害福祉課 所在地: 〒850-8570長崎市江戸町2-13 電話番号:095-895-2453	福祉保健部障害福祉課 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2453	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
平成30年7月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の照会</li> <li>なし</li> <li>・特定個人情報の提供</li> <li>10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</li> </ul> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める事務</li> <li>なし</li> <li>・主務省令で定める情報</li> <li>第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号木、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の照会</li> <li>なし</li> <li>・特定個人情報の提供</li> <li>10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</li> </ul> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める事務</li> <li>なし</li> <li>・主務省令で定める情報</li> <li>第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号木、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul>	事後	法改正等による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の照会</li> <li>なし</li> <li>・特定個人情報の提供</li> <li>10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</li> <li>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める事務</li> <li>なし</li> <li>・主務省令で定める情報</li> <li>第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号木、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第6号ニ、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul> </ul>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の照会</li> <li>なし</li> <li>・特定個人情報の提供</li> <li>10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</li> <li>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める事務</li> <li>なし</li> <li>・主務省令で定める情報</li> <li>第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号木、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul> </ul>	事後	法改正等による修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設された評価項目の記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令        ・主務省令で定める事務        なし        ・主務省令で定める情報        第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号木、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</p>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令        ・主務省令で定める事務        なし        ・主務省令で定める情報        第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</p>	事後	法改正等による修正
令和1年12月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和1年12月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月9日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の照会</li> <li>なし</li> <li>・特定個人情報の提供</li> <li>10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</li> <li>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める事務</li> <li>なし</li> <li>・主務省令で定める情報</li> <li>第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号へ、同条第2号ト、同条第4号ト、同条第6号木、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul> </ul>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の照会</li> <li>なし</li> <li>・特定個人情報の提供</li> <li>10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</li> <li>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令で定める事務</li> <li>なし</li> <li>・主務省令で定める情報</li> <li>第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第43条の4第2号、第53条第1号ハ、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</li> </ul> </ul>	事後	見直しによる修正
令和2年7月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和2年7月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項 別表第一 11の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条</p>	<p>○番号法第9条第1項 别表第一 11の項</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令        ・主務省令で定める事務        なし        ・主務省令で定める情報        第9条第1号口、同条第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第43条の4第2号、第53条第1号ハ、同条第2号口、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から同条第5号まで</p>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p>	<p>○番号法第19条第8号 別表第二        ・特定個人情報の照会        なし        ・特定個人情報の提供        10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p>	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和4年7月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和6年12月18日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護宣言 特記事項	・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。	・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく「別記個人情報取扱特記事項」を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。	事後	「別記【特】個人情報取扱特記事項」の改正(R5.3.15)による変更
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○番号法第9条第1項 別表第一 11の項	○番号法第9条第1項 別表20の項	事後	番号法改正(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項	事後	番号法改正(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和6年12月18日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	統計資料更新による変更